

仕様書（R8.7.2 訂正）

旧				新			
3 参加者数 2 4 名 （※うち自治体職員が4名） ※参加人数は変動（増減）の場合あり。 5 委託業務内容 (省略) (1) フライト 別添の行程表案及び下記表に基づき、適切なフライトを手配（原則、団体航空券扱いとし、空港施設使用料等を含む） ※なお、自治体職員 4 名の航空券代は、直接、受注者へ支払うため、本業務の委託料に含めないこと。 (4) 食事 (省略)				3 参加者数 2 4 名 （※うち佐賀県職員が4名） ※参加人数は変動（増減）の場合あり。 5 委託業務内容 (省略) (1) フライト 別添の行程表案及び下記表に基づき、適切なフライトを手配（原則、団体航空券扱いとし、空港施設使用料等を含む） ※なお、佐賀県職員 4 名の航空券代は、直接、受注者へ支払うため、本業務の委託料に含めないこと。 (4) 食事 (省略)			
10 月 6 日	昼食（弁当可）24 名分 ※飲食込 2,000 円程度/人程度	福岡市内又は札幌市内	会場手配及び支払いを含む	10 月 6 日	昼食（弁当可）24 名分 ※飲食込 2,000 円程度/人	福岡市内又は札幌市内	会場手配及び支払いを含む
	夕食 24 名分（希望者のみ） ※飲食込 6,000 円程度/人程度	札幌市内	会場手配及び支払いを含む		夕食 24 名分（希望者のみ） ※飲食込 6,000 円程度/人	札幌市内	会場手配及び支払いを含む
	10 月 7 日 昼食 24 名分 ※飲食込 2,000 円程度/人程度	石狩市内	会場手配及び支払いを含む		10 月 7 日 昼食 24 名分 ※飲食込 2,000 円程度/人	石狩市内	会場手配及び支払いを含む

	度						
10月8日	昼食 24 名分 ※飲食込 2,000 円程度/人程 度	札幌市～千歳市内	会場の手配及び支払いを含む	10月8日	昼食 24 名分 ※飲食込 2,000 円程度/人	札幌市～千歳市内	会場の手配及び支払いを含む
(5) 旅行傷害保険 別添の行程表案及び下記条件を満たした適切な旅行傷害保険の参加者 20 名分の手配 (※) ・日本国内旅行中に<u>病気又は</u>怪我をした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院等を対象とした経費 ※<u>自治体職員</u>対象外				(5) 旅行傷害保険 別添の行程表案及び下記条件を満たした適切な旅行傷害保険の参加者 20 名分の手配 (※) ・日本国内旅行中に怪我 (<u>食中毒含む</u>) をした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院等を対象とした経費 ※<u>佐賀県職員</u>対象外			
6 委託経費内容 次の項目のとおりとする。 (省略) (2) 航空券代 <u>20 名分</u> (原則、団体航空券扱いとし、空港施設使用料等を含む) ※<u>自治体職員</u> 4 名分は本業務委託料に含めない (職員から受注者へ直接払い)。 (省略) (4) 旅行傷害保険料 <u>20 名</u> ※<u>自治体職員</u> 4 名分は本業務委託料に含めない。				6 委託経費内容 次の項目のとおりとする。 (省略) (2) 航空券代 <u>20 名分</u> (原則、団体航空券扱いとし、空港施設使用料等を含む) ※<u>佐賀県職員</u> 4 名分は本業務委託料に含めない (職員から受注者へ直接払い)。 (省略) (4) 旅行傷害保険料 <u>20 名</u> ※<u>佐賀県職員</u> 4 名分は本業務委託料に含めない。			
7 代金の支払方法 完了払とし、請求のあった日から 30 日以内に支払うこととする。				7 代金の支払方法 完了払とし、請求のあった日から 30 日以内に支払うこととする。 <u>なお、旅行傷害保険相当額については、前払いできるものとする。</u>			

入札関連書式【様式1】（R8.7.2訂正）

旧	新
(様式1) 入札参加届 令和 年 月 日 佐賀県産業労働部再生可能エネルギー総括監 様 住所 商号又は名称 代表者氏名 事務担当者氏名及び連絡先電話番号 令和8年6月26日付けで公告のありました洋上風力発電事業に係る北海道への団体視察旅行手配業務委託に関する入札について、参加したいので届け出ます。 なお、本届の記載事項については事実と相違ありません。 また、下記の事項掲げる要件の全てを満たす者であることを誓約します。 県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。 記 (1) 旅行業法の規定に基づき登録された、国内に本・支店又は営業所を有する第1種旅行者及び第2種旅行者で、今回の業務委託先決定後、その受託をすることが可能であること。 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。 (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者	(様式1) 入札参加届 令和 年 月 日 佐賀県産業労働部 産業グリーン化推進グループ推進監 様 住所 商号又は名称 代表者氏名 事務担当者氏名及び連絡先電話番号 令和8年6月26日付けで公告のありました洋上風力発電事業に係る北海道への団体視察旅行手配業務委託に関する入札について、参加したいので届け出ます。 なお、本届の記載事項については事実と相違ありません。 また、下記の事項掲げる要件の全てを満たす者であることを誓約します。 県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。 記 (1) 旅行業法の規定に基づき登録された、国内に本・支店又は営業所を有する第1種旅行者及び第2種旅行者で、今回の業務委託先決定後、その受託をすることが可能であること。 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。 (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者

でないこと。 (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。） ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者	でないこと。 (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。） ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
---	---